

大分県報

令和五年
第三八三号
二月十四日

（火曜日）

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
- 道路区域の変更……………四
- 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………四

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………四

公告

- 土地改良区の役員の就退任……………五
- 県営土地改良事業の工事の完了……………六
- 放置車両の確認等に関する事務の委託……………六

○告示

大分県告示第七十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消除法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和五年二月十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

令和五年二月十四日

大分県報（告示）

一

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	国東市民病院	国東市安岐町下原一四五六番地	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	医療法人メディケアアライアンスあおぞら病院	国東市国東町小原二六五〇番地	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	別府市内竈一四七三番地	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	大分県厚生連鶴見病院	別府市大字鶴見四三三三番地	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	中村病院	別府市秋葉町八番二四号	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	国家公務員共済組合連合会新別府病院	別府市大字鶴見三八九八番地	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	医療法人博愛会別府中央病院	別府市北的ヶ浜町五番一九号	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	黒木記念病院	別府市照波園町一四番二八号	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	内田病院	別府市末広町三番一号	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで
救急病院	杵築市立山香病院	杵築市山香町大字野原一六一二一	令八・五・一・二・一から 令八・五・一・三・一まで

救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院
御手洗病院	独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院	社会医療法人関愛会佐賀関病院	社会医療法人敬和会大分岡病院	国立病院機構大分医療センター	社会医療法人恵愛会大分中村病院	今村病院	大分赤十字病院	鈴木病院	サンライズ酒井病院	医療法人恵友会杵築中央病院	
九 佐伯市蒲江大字蒲江浦二二一五―	由布市湯布院町川南二五二	大分市大字佐賀関七五〇番地の八	大分市西鶴崎三丁目七番一―号	大分市横田二―一―一―四五	大分市大手町三丁目二番四三号	大分市大手町三丁目二番二九号	大分市千代町三丁目二―三七	速見郡日出町三九〇四番六	速見郡日出町三一五六番地一	杵築市大字杵築一二〇番地	
令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	
<p>大分県告示第七十六号</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。</p> <p>なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。</p> <p>令和五年二月十四日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 申請の概要</p> <p>1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名</p> <p>大分市大字巨野原七百番地</p> <p>国立大学法人 大分大学</p> <p>学長 北 野 正 剛</p> <p>2 特定事業場の所在地及び名称</p> <p>由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地</p>						救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院
						医療法人明徳会佐藤第一病院	酒井病院	梶原病院	医療法人咸宜会日田中央病院	帰巖会みえ病院	大久保病院
						宇佐市大字法鏡寺七七―一	中津市中央町一丁目一番四三号	中津市中殿町三丁目二九番地八	日田市淡窓二丁目五―一七	豊後大野市三重町赤嶺一二五〇番地一	竹田市久住町大字栢木六〇二六―二
						令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで	令八・一・三―一まで

3 大分大学挟間キャンパス
 設置される特定施設の種類の
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二
 イ 洗浄施設

汚水等の一日当たりの量	単位	④	③	②	①	通常の値	最大の値	使用の季節的変動	なし	一日当たりの使用時間	八時間	使用時間間隔	間欠	使用開始予定年月日	令五・三・二〇	工事完成予定年月日	令五・三・一七	工事着手予定年月日	令五・三・二三	能力	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	洗浄施設	①	〇・〇六 ³ m	二基
																														②	〇・〇六 ³ m	一基	③

汚水等の状態の値	汚染物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	一日当たりの排出水量	単位	排水口名	排水口A	4 汚水等の処理の方法 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。	5 排水の量及び汚染状態の値	汚水等の状態の値	汚染物質	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	通常の値	①	〇・一 ³ m	二基	②	〇・〇六 ³ m	一基	③	〇・〇五 ³ m	二基	④	〇・〇五 ³ m	一基	⑤	〇・〇五 ³ m	一基	⑥	〇・〇八 ³ m	一基	⑦	〇・〇六 ³ m	一基	⑧	〇・〇二 ³ m	四基	⑨	〇・一 ³ m	一基																																																
																									最大の値	①	〇・一五	②	〇・〇七	③	〇・一〇	④	〇・〇五	⑤	〇・〇六	⑥	〇・一五	⑦	〇・〇七	⑧	〇・一〇	⑨	〇・一五	⑩	〇・一五	⑪	〇・一五	⑫	〇・一五	⑬	〇・一五	⑭	〇・一五	⑮	〇・一五	⑯	〇・一五	⑰	〇・一五	⑱	〇・一五	⑲	〇・一五	⑳	〇・一五	㉑	〇・一五	㉒	〇・一五	㉓	〇・一五	㉔	〇・一五	㉕	〇・一五	㉖	〇・一五	㉗	〇・一五	㉘	〇・一五	㉙	〇・一五	㉚	〇・一五	㉛	〇・一五	㉜	〇・一五	㉝	〇・一五	㉞	〇・一五	㉟	〇・一五	㊱	〇・一五	㊲	〇・一五	㊳

令和五年二月十四日

大分県報（告示）

三

その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和五年二月十四日から同年三月七日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年二月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年二月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
国道二二三号	豊後高田市羽根字蛇谷三六一五番一地从ら豊後高田市羽根字中塚三三三七番三まで	前 A	二〇・六メートル 六・四	三三〇・七メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	豊後高田市羽根字蛇谷三六一五番一地从ら豊後高田市羽根字中塚三三三七番三まで	後 A	二〇・六メートル 六・四	三四〇・七メートル	
	豊後高田市羽根字蛇谷三六一五番一地从ら豊後高田市羽根字中塚三三三五番一まで	B	一三・七メートル 三・五	三二八・〇メートル	

大分県告示第七十八号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年二月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

八十八	野積場	二、一〇一	平方メートル	に
八十八	緑地	二、一〇一	平方メートル	を

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和五年二月十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、九七〇人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数

と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に
あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二八、五六二人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者
の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万
を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得
た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ
て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算
して得た数)

大分市 一三二、四一二人
別府市 三一、六九一人
中津市 二二、七二七人
日田市 一七、五七五人
佐伯市 一九、五一二人
臼杵市 一〇、五六〇人
津久見市 四、七六二人
竹田市 五、八九〇人
豊後高田市 六、一五四人
杵築市 七、八九六人
宇佐市 一五、一一五人
豊後大野市 九、七八八人
由布市 九、三七九人
国東市・姫島村 八、二二三人
日出町 七、八一八人
九重町・玖珠町 六、六七六人

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、宇佐土地
改良区(宇佐市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が
あつた。

令和五年二月十四日

(退任役員)

大分県知事 広瀬 勝貞

役名	氏名	住 所
理 事	嶋 秀 人	宇佐市大字西木一〇番地の一
"	芝原康士	大字日足一二五八番地
"	今戸忠明	大字下矢部一三五六番地の一
"	辛島秀吉	大字蜷木一七二八番地
"	藤丸憲一	大字上田一七〇〇番地の一
"	南 聖 浩	大字北宇佐一六三六番地
"	榎田 來	大字長洲一〇〇一番地の一
"	司城慶三	大字江須賀八二二番地の一
"	大森 孝	大字畑田一二四九番地
"	大森 博	大字畑田一二七〇番地の一
"	吉用繁則	大字葛原七一一番地
"	高牟禮 健治郎	大字下高一三三番地
"	田畑昭一	大字下高家一〇二一番地
"	用正實男	大字森山二七八番地の一
"	吉松良一	大字大塚一〇六番地の一
"	中野昭人	大字山下一九〇一番地
"	深見清敏	大字木部八四八番地の一
"	木部軍治	大字上庄一八五一番地
監 事	河野文利	大字西屋敷一一四七番地
"	出口政光	大字佐々礼一二九二番地

令和五年二月十四日

大分県報(選管委告示・公告)

五

役名	氏名	住	所	（就任役員）	
				氏名	住
理事	嶋 秀人	宇佐市大字西木一〇番地の一			
"	本多智郎	大字橋津五二七番地			
"	山口直邦	大字上矢部一六八二番地			
"	本多次男	大字松崎五八三番地			
"	岡崎 憲一郎	大字金屋七六六番地			
"	南 聖浩	大字北宇佐一六三六番地			
"	田口良一	大字北宇佐二〇四一番地			
"	司城慶三	大字江須賀八二二番地の二			
"	大森 孝	大字畑田一一四九番地			
"	大森 博	大字畑田一二七〇番地の四			
"	磯邊 雄二	大字宮熊一七八三番地の三			
"	高牟禮 健治郎	大字下高一三三番地			
"	田畑 昭一	大字下高家一〇二一番地			
"	本多康裕	大字乙女新田二二二番地			
"	吉松良一	大字大塚一〇六番地の二			
"	川原辰男	大字上元重六一番地			
"	深見清敏	大字木部八四八番地の二			
"	中山伸司	大字南敷田九二五番地の三			
監事	河野文利	大字西屋敷一一四七番地			

事業名	着手年月日	完了年月日
県営農村振興総合整備事業 （農業用排水施設整備） （弥生第一地区）	平二二・九・三〇	平二九・三・二四
県営農村振興総合整備事業 （農道整備） （弥生第一地区）	平二三・一一・二	平二四・五・三〇
県営農村振興総合整備事業 （鳥獣侵入防止施設整備） （弥生第一地区）	平二四・一二・一五	令元・六・二四
県営農村振興総合整備事業 （農業用排水施設整備） （弥生第二地区）	平二二・一〇・五	平二九・二・二三
県営農村振興総合整備事業 （農道整備） （弥生第二地区）	平二三・九・一三	平二七・五・二九

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。
令和五年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県大分中央警察署長 矢 野 哲 幸

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
(1) 名称
株式会社コアズ大分支社

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、放置車両の確認等に関する事務を次のとおり委託した。
令和5年2月14日

(2) 主たる事務所の所在地

大分市高松一丁目2番27号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

大分県大分中央警察署の管轄区域

(2) 期間

令和5年3月1日から令和8年2月28日まで

令和五年二月十四日

大分県報（公告）

七